提案者向け

新技術の提案にあたっての留意点

千葉県への新技術の提案については、民間等で開発された有用な新技術（工法、機械、材料）の活用普及を図るため、情報の場として県職員及び市町村職員向けに、発表会の開催と県庁内ホームページへの掲載をしているもので、以下の点についてご承知おきください。

1. 新技術の活用は、各発注機関が計画段階で経済性、施工性などを総合的に判断し、現場条件に最適な工法として選定された場合に活用されるもので、発表会と県庁内ホームページへ掲載したことで当該技術の活用を保証するものではありません。
2. 提案情報は、千葉県としてその内容について何ら評価を行うものではなく、参考情報として取り扱うものです。なお、県庁内ホームページへの掲載期間は５年程度といたします。
3. 提案情報の県庁内ホームページへの掲載等に伴う苦情、紛争等への対応は提案者が行うものであり、千葉県は何らその責任を負いません。